

## 環境影響評価書案審査意見書

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子  
（公印省略）

### 記

#### 第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称：世紀東急工業株式会社  
代表者：代表取締役 平 喜一  
所在地：東京都港区三田三丁目 13 番 16 号
- 対象事業の名称及び種類  
名称：妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業  
種類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地  
所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目 17 番 37 号

## 第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【大気汚染】

施設の稼働に伴う粉じんについては、破碎処理施設を屋内に設置し、さらに計画地の周囲に 10mの壁を設けるなどの措置を実施するとしているが、廃材等の屋外保管場所からの粉じんの飛散も懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、粉じんの飛散防止に努めること。

### 【騒音・振動】

新施設の整備後には、廃材等の搬入車両が増加し、また、夜間においても破碎処理施設の稼働を行う計画であり、騒音の増大が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。